

改正

昭和四一年五月一三日規則第四七号

昭和四二年三月三十一日規則第一六号

昭和四八年七月一八日規則第九八号

昭和五一年四月一日規則第三四号

昭和五二年四月一日規則第五六号

昭和五六年三月二七日規則第八号

昭和六一年三月二八日規則第七号

平成元年四月一日規則第三四号

平成九年四月一日規則第二八号

平成一二年六月三〇日規則第二一八号

平成一七年一〇月二〇日規則第一二五号

平成二一年三月三〇日規則第一七号

平成二六年三月二〇日規則第一八号

平成三一年 三月二八日規則第一九号

令和 二年 九月二九日規則第九五号

岐阜県民体育館条例施行規則をここに公布する。

岐阜アリーナ利用料金規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜アリーナ条例（昭和四十年三月岐阜県条例第三号。以下「条例」という。）に基づき、岐阜アリーナの利用料金に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備等の利用料金)

第二条 条例別表の知事が定める附属設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

(準用)

第三条 前条の規定は、条例第十条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第五条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に岐阜アリーナの管理を行う場合について準用する。この場合において、「利用料金」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十一年五月十三日規則第四十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十二年三月三十一日規則第十六号）

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年七月十八日規則第九十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年四月一日規則第三十四号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月一日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二十七日規則第八号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日規則第七号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成元年四月十一日規則第三十四号）

この規則は、岐阜県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成元年岐阜県条例第八号）の施行の日〔平成三年十月一日〕から施行する。

附 則（平成九年四月一日規則第二十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年六月三十日規則第二百十八号）

この規則は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十日規則第百二十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十日規則第十七号抄）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日規則第十八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十八日規則第十九号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和二年九月二十九日規則第九十五号）

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

別表（第二条関係）

附属設備等の利用料金

第一会議室及び第二会議室	一室一時間につき	五九〇円
第三会議室及び第四会議室	同	三〇〇円
特別会議室	同	一、四七〇円
シャワー室	一人一回につき	一〇〇円
可動ステージ	一式一回につき	一〇、四六〇円
舞台照明	同	二、六四〇円
三人掛用補助椅子	一脚一回につき	六〇円
一人掛用補助椅子	同	二〇円
放送設備	一式一日につき	三、三〇〇円
	一式四時間以内につき	一、六六〇円
ホールの照明設備	一時間につき	三、六五〇円に利用する照明設備の数をホール全部の照明設備の数で除して得た数を乗じて得た額
電光式得点表示盤	一組一回につき	六六〇円
ピアノ	一台一回につき	一、九八〇円
持込器具電源利用料金	五〇〇ワット	五〇円
空調設備	一時間につき	四、一九〇円
ダイレクトプロジェクター（スクリーン付き）	一時間につき	五二〇円
映写スクリーン	一台一回につき	一、〇五〇円
講演卓	一卓につき	一、四四〇円
司会卓	一卓につき	一、〇〇〇円

備考

- 1 会議室において冷房設備を利用する場合は、別に冷房費を加算する。
- 2 この表に掲げる持込器具電源利用料金は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五〇〇ワットごとに徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に五〇〇ワット未満の端数があるときは、その端数を五〇〇ワットとして計算する。
- 3 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。